福島県の区域
新潟県の区域（新潟公共職業安定所、長岡公共職業安定所、三条公共職業安定所及び十日町公共職業安定所の管轄区域を除く。）
長野県の区域（長野公共職業安定所、飯山公共職業安定所、大町公共職業安定所及び諏訪公共職業安定所の管轄区域を除く。）
滋賀県の区域（彦根公共職業安定所の管轄区域を除く。）
京都府の区域（京都西陣公共職業安定所及び京都七条公共職業安定所の管轄区域を除く。）
大阪府の区域（阿倍野公共職業安定所、布施公共職業安定所、堺公共職業安定所、岸和田公共職業安定所、池田公共職業安定所、泉大津公共職業安定所、河内柏原公共職業安定所、枚方公共職業安定所、泉佐野公共職業安定所、茨木公共職業安定所、河内長野公共職業安定所及び門真公共職業安定所の管轄区域に限る。）
鳥取県の区域
岡山県の区域（岡山公共職業安定所、倉敷中央公共職業安定所、玉野公共職業安定所及び西大寺公共職業安定所の管轄区域を除く。）
山口県の区域（山口公共職業安定所、萩公共職業安定所、徳山公共職業安定所及び岩国公共職業安定所の管轄区域を除く。）
徳島県の区域（徳島公共職業安定所及び鳴門公共職業安定所の管轄区域を除く。）
香川県の区域（さぬき公共職業安定所の管轄区域に限る。）
愛媛県の区域（今治公共職業安定所、新居浜公共職業安定所、四国中央公共職業安定所及び大洲公共職業安定所の管轄区域を除く。）
高知県の区域
福岡県の区域（福岡中央公共職業安定所及び小倉公共職業安定所の管轄区域を除く。）
佐賀県の区域
長崎県の区域
熊本県の区域
大分県の区域
宮崎県の区域（小林公共職業安定所の管轄区域を除く。）
鹿児島県の区域
沖縄県の区域

○厚生労働省告示第百九十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第八条第二項の規定に基づき、生活保護法による保護の基準（昭和三十八年厚生省告示第百五十八号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。ただし、別表第一第二章の二の⑶に係る改正規定（「14,330円」を「14,280円」に改める部分に限る。）及び同章の二の⑷に係る改正規定は、平成二十四年七月一日から適用する。

平成二十四年三月三十一日

厚生労働大臣　小宮山洋子

別表第一第一章の3を次のように改める。

3　職業能力開発校附属宿泊施設等に入所又は寄宿している者についての特例

次の表の左欄に掲げる施設に入所又は寄宿している者（特別支援学校に附属する寄宿舎に寄宿している者にあつては、これらの学校の高等部の別科に就学する場合に限る。）に係る基準生活費の額は、１の規定にかかわらず、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。

施設	基準生活費の額	
	基準月額	地区別冬季加算額及び期末一時扶助費の額
職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）にいう職業能力開発校、障害者職業能力開発校又はこれらに準ずる施設に附属する宿泊施設 特別支援学校に附属する寄宿舎	食費として施設に支払うべき額と入院患者日用品費の基準額の合計額	地区別冬季加算額は、２の⑴のイの表に定めるところにより、期末一時扶助費の額は、２の⑵のアの表に定めるところによる。
独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第５条第13項に規定する障害者支援施設 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第42条第１号に規定する福祉型障害児入所施設	食費及び居住に要する費用として施設に支払うべき額と入院患者日用品費の額の合計額	
児童福祉法第42条第２号に規定する医療型障害児入所施設 児童福祉法にいう指定医療機関	入院患者日用品費の額	

別表第一第二章の１の⑸中「及び内部障害者更生施設に入所している者」を削り、同章の２の⑴の表の㈱中「、旧法身体障害者更生援護施設、旧法精神障害者社会復帰施設、旧法知的障害者援護施設」を削り、「第５条第12項」を「第５条第13項」に改め、「児童福祉施設最低基準にいう知的障害児施設（自閉症児施設を除く。）、第二種自閉症児施設、盲児施設、ろうあ児施設若しくは肢体不自由児療護施設」を「児童福祉法第42条第１号に規定する福祉型障害児入所施設」に改め、同章の２の⑵中「国民年金法施行令」の下に「（昭和34年政令第184号）」を加え、同章の２の⑶中「肢体不自由児施設」を「障害児入所施設」に、「14,330円」を「14,280円」に改め、同章の２の⑷中「12,010円」を「11,980円」に改め、同章の２の⑸中「69,680円」を「69,520円」に改め、同章の４の⑶を削り、同章の５中「42,530円」を「42,430円」に、「21,270円」を「21,220円」に改め、同章の６を次のように改める。

6　児童養育加算

児童養育加算は、児童の養育に当たる者について行い、その加算額（月額）は、児童１人につき次の表に掲げる額とする。

第１子及び第２子	３歳に満たない児童（月の初日に生まれた児童については、出生の日から３年を経過しない児童とする。）	15,000円
	３歳以上の児童（月の初日に生まれた児童については、出生の日から３年を経過した児童とする。）であつて中学校修了前のもの（15歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある児童をいう。）	10,000円
第３子以降	小学校修了前の児童（12歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある児童をいう。）	15,000円
	小学校修了後中学校修了前の児童（12歳に達する日以後の最初の３月31日を経過した児童であつて15歳に達する以後の最初の３月31日までの間にあるものをいう。）	10,000円

別表第６の１の表中「231,000円」を「240,000円」に改める。

別表第７の１の表及び別表第７の２中「73,000円」を「74,000円」に改める。

別表第９の３の⑴の表石川県の項中「能美郡川北町」を「野々市市」に、「石川郡野々市町」を「能美郡川北町」に改め、同表愛知県の項中「愛知郡東郷町」を「長久手市」に、「長久手町」を「愛知郡東郷町」に改める。